

令和8年第3回野洲市議会定例会提出案件

1 繰越計算書の報告 3件

□報告第1号 令和7年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

繰越明許費として「重点支援地方交付金給付事業」他14件の事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製したので報告する。

□報告第2号 令和7年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書について

県道大津能登川長浜線添架管移設事業等について、管理者から地方公営企業法第26条第1項の規定による繰越しの報告を受けたため、同条第3項の規定に基づき、繰越計算書にて報告する。

□報告第3号 令和7年度野洲市下水道事業会計予算繰越計算書について

ストックマネジメント管路点検調査事業等について、管理者から地方公営企業法第26条第1項の規定による繰越しの報告を受けたため、同条第3項の規定に基づき、繰越計算書にて報告する。

2 専決処分 5件

□議第45号 専決処分につき承認を求めることについて

(令和7年度野洲市一般会計補正予算(第13号))

① 予算額(3/31 専決)

- ・補正前予算額 28,462,534千円
- ・補正額 366,467千円
- ・補正後予算額 28,829,001千円

② 補正の概要

【歳入】

- ・譲与税及び交付金の額の確定による精査(278,735千円)
- ・特別交付税の額の確定による増額(42,213千円)

【歳出】

- ・財政調整基金への積立ての増額(357,788千円)
- ・令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の額の確定に伴う国庫支出金返還金の計上(8,392千円)

□議第 46 号 専決処分につき承認を求めることについて

(令和 7 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号))

① 予算額 (3/31 専決)

- ・補正前予算額 4, 7 8 1, 1 9 0 千円
- ・補正額 2 8 7 千円
- ・補正後予算額 4, 7 8 1, 4 7 7 千円

② 補正の概要

【歳入】

- ・介護認定調査事業における主治医意見書作成手数料の増額に伴う一般会計繰入金の増額 (287千円)

【歳出】

- ・介護認定調査事業における主治医意見書作成手数料の決算見込みに伴う増額 (287千円)

□議第 47 号 専決処分につき承認を求めることについて

(野洲市税条例の一部を改正する条例)

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、野洲市税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

① 概要 (3/31 専決)

- ・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
環境性能割の条項を削除し、「軽自動車時税 (種別割)」を「軽自動車税」に名称変更する。
- ・特定大口株主配当等の特定配当等への追加
自己の同族会社である法人と合計した株式保有割合が 3%以上を保有する「特定大口株主等」が受け取る上場株式等の配当金を、住民税の「特定配当等 (申告分離課税や申告不要を選択可能)」の対象へ追加
- ・肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を 3 年延長 (令和 9 年度→令和 12 年度)
- ・改修特別特定建築物に係る固定資産税等の減額措置について、減額措置の対象が拡充・延長。わがまち特例の割合を定める規定を定める。(条例で定める割合：3分の1)
- ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を 3 年延長 (令和 8 年度→令和 11 年度)

② 施行日 令和 8 年 4 月 1 日

□議第 48 号 専決処分につき承認を求めることについて

(野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例)

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、野洲市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

① 概要 (3/31 専決)

・わがまち特例の割合を定める規定を定める。(条例で定める割合：3分の1)

② 施行日 令和 8 年 4 月 1 日

□議第 49 号 専決処分につき承認を求めることについて

(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

① 概要 (3/31 専決)

(1) 【国民健康保険税における課税限度額】

・国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 67 万円（現行：66 万円）に引き上げる。

【子ども・子育て支援納付金における課税限度額】

・子ども・子育て支援納付金所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とし、加算後の額が 30,000 円を超える場合においては、30,000 円とする。

(2) 【子ども・子育て支援納付金の(Ⅰ)所得割額、(Ⅱ)均等割額、(Ⅲ)世帯別平等割額】

(Ⅰ)基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 0.27 を乗じて算定する。

(Ⅱ)被保険者 1 人について 1,100 円とする。ただし 18 歳以上被保険者 1 人について 40 円とする。

(Ⅲ)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は 700 円、特定世帯は 350 円、特定継続世帯は 525 円とする。

※子ども・子育て支援金分の均等割については、18 歳未満の被保険者に賦課される保険料を、18 歳以上の被保険者で負担。

(3) 【国民健康保険税の減額】

・被保険者の合計所得額が一定額以下の場合に、保険料の負担軽減を図るため、応益割（均等割・平等割）を軽減する制度について、軽減判定所得の基となる所得判定基準額を引き上げる。

・5割軽減：被保険者等の数に乗ずる金額を 310,000 円へ（現行：305,000 円）

- 43 万円+31 万円×被保険者数+10 万円×(給与所得者等の数-1)
- ・ 2割軽減：被保険者等の数に乗ずる金額を 570,000 円へ（現行：560,000 円）
- 43 万円+57 万円×被保険者数+10 万円×(給与所得者等の数-1)

② 施行日 令和8年4月1日

3 補正予算 1件

□議第 50 号 令和8年度野洲市一般会計補正予算（第1号）

① 予算額

- ・ 補正前予算額 27,860,000 千円
- ・ 補正額 48,236 千円
- ・ 補正後予算額 27,908,236 千円

② 補正の概要

【歳入】

- ・ 地域未来交付金の一件不採択による減額（△59,550 千円）
- ・ 地方創生臨時交付金の増額（8,927 千円）
- ・ 障害者福祉費国庫補助金として地域診療情報連携推進費補助金の計上（2,226 千円）
- ・ 保育所等食料品価格高騰対策支援金の支給に伴う保育所等食料品価格高騰対策事業費補助金の計上（5,063 千円）
- ・ 放課後児童クラブ飲食物費価格高騰対策支援金の支給に伴う放課後児童クラブ飲食物費価格高騰対策事業費補助金の計上（3,862 千円）
- ・ 中学校クラブ活動の地域クラブ活動への移行に伴う部活動地域展開推進事業費補助金の計上（1,130 千円）
- ・ 財源更正による道路整備事業債の増額（48,300 千円）

【歳出】

- ・ 障がい福祉分野の医療費助成のオンライン資格確認に係るシステム保守委託料の計上（4,454 千円）
- ・ 保育所等食料品価格高騰対策支援金の計上（10,127 千円）
- ・ 放課後児童クラブ飲食物費価格高騰対策支援金の計上（7,725 千円）
- ・ 野洲川斎苑葬祭棟の空調設備改修に伴う負担金の増額（18,868 千円）
- ・ 新池（大篠原）に係る県営農地防災事業の実施に伴う負担金の増額（1,529 千円）
- ・ 中学校クラブ活動の地域クラブ活動への移行に伴う指導員等への報償費の増額（1,229 千円）

4 条例制定・改廃 7件

□議第 51 号 富波乙地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

周辺環境と調和した良好な市街地形成を図るため、富波乙地区計画の区域内における建築物について制限を設ける条例を制定する。

- ・ 建築物の用途の制限
工場、倉庫、事業所等のみ建築可能
- ・ 建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度
10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深が0.5メートル未満となるよう制限

施行日 公布の日

□議第 52 号 大篠原鷺坪地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

周辺環境と調和した良好な市街地形成を図るため、大篠原鷺坪地区計画の区域内における建築物について制限を設ける条例を制定する。

- ・ 建築物の用途の制限
工場、倉庫、事業所等のみ建築可能
- ・ 建築物の敷地面積の最低限度
5ヘクタール
- ・ 建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度
10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深が0.5メートル未満となるよう制限

施行日 公布の日

□議第 53 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

地方自治法の一部を改正する法律が令和8年9月24日に施行されることを受け、条
ずれに対する所要の改正を行う。

第1条 野洲市監査委員条例の一部改正

第2条 野洲市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正

第3条 野洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

第4条 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

施行日 令和8年9月24日

□議第 54 号 野洲市税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

(1) 【公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直し】

所得税の基礎控除見直しなどに伴い、公的年金等の受給者が提出する扶養親族等申告書の提出基準が変更される。合計所得金額に応じて基礎控除額が変動するため、年金収入額だけで一律に提出を判定していた基準がより細分化。

【特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例】

令和 9 年度までとされていた適用期限を「以降」に改正。

【住宅借入金等特別税額控除適用期限の延長】

個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を 5 年延長し、令和 12 年までに居住を開始した場合に適用する。

(2) 【固定資産税の免税点の見直し】

家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点を引き上げる。

※償却資産：現行の「150 万円」から「180 万円」に引き上げる。

※家屋：現行の「20 万円」から「30 万円」に引き上げる。

(3) 【復興特別所得税の課税期限の延長及び防衛特別所得税の創設】

防衛力強化の財源確保を目的として「防衛特別所得税」が新設。これに伴い、「復興特別所得税」の税率引き下げと課税期間の延長。

※延長に伴う、寄付金控除の特例控除額適用に係る見直しによる改正

※防衛特別所得税の新設と復興特別所得税の税率引き下げで復興特別所得税の税率を維持。

【優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例】

地方公共団体や民間事業者が行う優良な宅地造成などの事業のために、5 年超保有した土地を譲渡した場合、長期譲渡所得のうち 2,000 万円以下の部分について、住民税率が 5%（市民税 3%・県民税 2%）から 4%（市民税 2.4%・県民税 1.6%）に軽減。

適用期限を 3 年間延長（令和 11 年度分まで）

優良宅地等の譲渡をした土地等が、その譲渡をした時においてハザードエリア（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内）に存在する場合には、本特例措置の適用ができないこととする。

【特定暗号資産取引に係る課税の見直し】

現行：総合課税➤暗号資産取引で生じた利益は雑所得として扱い、所得額に応じて課税される。（雑所得において単年度における損益通算のみ可能）

※所得税 5～45%＋住民税 10%（県民税 4%＋市民税 6%）

改正後：分離課税▶暗号資産取引のうち、特定暗号資産取引で生じた利益は他の所得と分離課税される。(特定暗号資産取引において、損益通算・繰越控除が3年間可能)

※所得税 15%+住民税 5% (県民税 2%+市民税 3%)

施行日

- (1) 令和9年1月1日
- (2) 令和9年4月1日
- (3) 令和10年1月1日

□議第 55 号 野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

令和7年10月1日に施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」により地域限定保育士制度が一般化され、令和8年度から滋賀県で地域限定保育士試験が実施されることに伴い、当市でも地域限定保育士の採用が見込まれることから所要の改正を行う。

第1条 野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

第2条 野洲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

第3条 野洲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

第4条 野洲市子育て支援センター条例の一部改正

施行日 公布の日

□議第 56 号 野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例

令和7年度に開催された「野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会(第4期)」において、季節保育における延長保育料を固定化することが提言されたことを受け、所要の改正を行う。

- ・第12条第1項の表中に、季節保育における延長保育料を固定額として記載。
- ・同条第2項中「額」の次に「(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)」を追加。

施行日 令和9年4月1日

□議第 57 号 野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

非常勤消防団員等に係る損害補償について、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行う。

- ・葬祭補償の定額部分の額を315,000円から330,000円に引き上げる。

施行日 公布の日

5 その他 1件

□議第 58 号 市道路線の認定について

次の市道路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

○認定路線と認定理由

路線名	認定理由
てらかど みつ いせん 寺門三ツ井線	新設する道路を新たに市道認定するもの

6 人事案件 27件

□議第 59 号 野洲市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を固定資産評価員に選任することにつき、地方税法第 404 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

氏名	住所	生年月日
つちかわ ともひら 土川 友廣		

□議第 60 号～議第 85 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

次の者（26 人）を野洲市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

号	氏名	住所	生年月日
60	かわひがし しずか 川東 静佳		
61	たちいり みちお 立入 三千男		
62	いわい まさお 岩井 正男		
63	みない でんじ 南井 傳治		

64	おくの 奥野	きよし 清		
65	いしづか 石塚	けんいち 健一		
66	やまもと 山本	よししたか 芳隆		
67	しみず 清水	みのる 稔		
68	こもり 小森	きいち 喜一		
69	やまだ 山田	とみお 富男		
70	いかり 井狩	けんいち 憲一		
71	こうやま 神山	ただひこ 忠彦		
72	しげたか 重高	ひでし 秀志		
73	おくむら 奥村	とみまさ 富正		
74	ひらなか 平中	しげかず 繁一		
75	きたわき 北脇	かおる 薫		
76	よねざわ 米澤	ひろし 博		
77	みうら 三浦	かおる 薫		
78	つきやま 築山	げんたろう 源太郎		

79	ひがし きよかず 東 清一		
80	なかはま よしひさ 中濱 佳久		
81	かくで のぼる 角出 昇		
82	つじ みちこ 辻 美智子		
83	なかたに せいし 中谷 征史		
84	やすだ けんいち 安田 健一		
85	はやし かずみ 林 かずみ		

※任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（3年間）